

緊急事態宣言期間延長に伴う臨時休園期間見直しのお知らせ

緊急事態宣言期間延長の発令を受けまして、4月8日にお知らせしました臨時休園の期間等の見直しを下記のとおり行うことといたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<4月8日のお知らせからの変更点>

(1) 臨時休園とする期間 令和2年5月29日(金)まで(予定)

【臨時休園期間の園運営について】

- ・原則横浜市型の預かり保育(たんぽぽ)の利用者で「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード」ならびに「登園状況確認表」提出者のみ受け入れ。
- ・昼食は各ご家庭でお弁当をご用意ください。
- ・引き続きご家庭での保育が可能な方の利用はお控え下さい。
- ・発熱や倦怠感、呼吸器系の症状のある方は利用できません。

(2) 始業式

- ・始業式は中止。

(3) 入園式 令和2年6月1日(月)(予定)

- ・新入園の年少、年中(8名)は入園式に参加してください。
- ・入園式の日は、年長、年中は休園

(4) 通常保育開始 令和2年6月2日(火)(予定)

- ・全学年6月2日(火)から5日(金)は半日保育
- ・年中、年長は、6月8日(月)から1日保育開始予定
- ・年少は、6月18日(木)から1日保育開始予定

※6月2日(火)は登園日としますのでご注意ください。

(当初の年間行事予定表では開港記念日で休園としていました)

※通園バスは6月2日(火)～5日(金)半日保育のダイヤで運行予定

6月8日(月)より通常ダイヤで運行予定

※緊急事態宣言は5月31日までの効力発生となっておりますが、期間が延長または途中解除により短縮された場合、上記の日程を変更する可能性があります。

※ご家庭でのお子様の健康管理にご留意頂き、登園時は必ず検温をお願いします。

※6月以降の行事の予定ならびに入園式の詳細な内容は「たけのこ6月号」にて追ってご連絡させていただきます。

※緊急事態のなかでの対応となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上